

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設廃止措置計画の変更に関する審査結果

原規規発第 2103295 号
令和 3 年 3 月 29 日
原子力規制庁

I. 本審査書の位置付け

本審査書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 43 条の 3 の 34 第 3 項の規定に基づいて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「申請者」という。）が提出した「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書」（令和 2 年 5 月 22 日付け令 02 原機（敦廃）002 をもって申請、令和 3 年 1 月 18 日付け令 02 原機（敦廃）006 をもって一部補正。以下「本申請」という。）の内容が、法第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づく研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年度総理府令第 122 号。以下「研開炉規則」という。）第 111 条に規定する廃止措置計画の認可の基準に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

II. 申請の概要

本申請は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う法改正及び研開炉規則改正（令和 2 年 4 月 1 日施行分）に伴う変更を行うものである。

III. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請が、法第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づく研開炉規則第 111 条に規定する廃止措置計画の認可の基準に適合することを確認するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（原規規発第 17041919 号（平成 29 年 4 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）に基づき審査した。

主な内容を以下に記載する。

1. 研開炉規則第 111 条第 1 項

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、研開炉規則第 111 条第 1 項第 1 2 号について、以下のとおり審査基準への適合性を確認した。

(1) 第12号(廃止措置に係る品質マネジメントシステム)

第12号については、審査基準において、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)を踏まえ設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示され、構築された品質マネジメントに基づき廃止措置を実施することが定められていることを要求している。

規制庁は、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設設置の許可に係る変更届(令和2年4月22日付け令02原機(も)017)をもって届出のあった法第43条の3の5第2項第11号に掲げる事項(発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)に基づき、理事長をトップとする廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し、保安規定に品質マネジメント計画を定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを、保安規定及び品質マネジメント計画並びにその関連文書により明確にし、廃止措置期間中における安全の達成、維持及び向上を図る方針であることを確認したことから、審査基準に適合するものと判断した。

2. 研開炉規則第111条第2項

規制庁は、研開炉規則第111条第2項第8号及び第9号について、以下のとおり審査基準への適合性を確認した。

(1) 第8号(廃止措置の実施体制に関する説明書)

第8号については、審査基準において、廃止措置の実施体制(組織及び各職位の職務内容を含む)に関する説明を要求している。

規制庁は、定期事業者検査は、保安活動の重要度に応じて、中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保することが定められていることを確認したことから、審査基準に適合するものと判断した。

(2) 第9号(廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書)

第9号については、審査基準において、品質マネジメントシステムの下で性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが示されていることを要求している。

規制庁は、本申請「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」を踏まえ、保安規定において理事長をトップマネジメントとする品質マネジメント計画を定め、

このもとで廃止措置期間中の性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務を実施することが定められていることを確認したことから、審査基準に適合するものと判断した。

Ⅲ. その他

規制庁は、法改正等に伴う変更を踏まえ、記載の適正化等の変更が行われていることを確認した。

Ⅳ. 審査の結果

規制庁は、審査した結果、本申請は、法第43条の3の34第3項において準用する法第12条の6第3項の規定に基づく研開炉規則第111条に規定する廃止措置計画の変更の認可の基準に適合しているものと認められる。